

令和2年6月18日

奈良県 建設業・契約管理課作成

「新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて（通知）」のポイント

1. 建設業の許可の更新に係る取扱いについて

許可の更新に必要な書類について、柔軟な運用を行うこととする。

2. 変更届等の提出期限について

変更届について、書類の内容を確定させる手続き（株主総会の承認など）等が終了していないものを提出することも差し支えないこととする。

3. 経営事項審査について

経営事項審査の有効期間について、審査基準日（決算日）が平成30年10月29日から令和元年6月30日までにある業者は、令和3年1月31日まで延長された。（通常は審査基準日（決算日）終了後1年7月が有効期間）

→例は別紙1参照

注1：上記の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者が対象になります。

注2：詳細については、別添の令和2年5月29日付け国土建第39号「新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取り扱いについて（通知）」をご確認下さい。